



目 次

告 示		ページ
○保安林の解除予定の通知	(治山林道課)	1
○公共測量の実施の通知	(用地対策課)	1
○国土調査の成果の認証	( " )	1
◎急傾斜地崩壊危険区域の指定	(防災砂防課)	1
○道路の区域変更	(道 路 課)	1
○道路の供用開始	( " )	2
○2年以内に事業が執行される予定の道路の指定(2件)	(建築指導課)	2
公 告		
○特定非営利活動法人の定款変更認証の申請	(県民生活・男女共同参画課)	
	(5・12揭示)	2
○平成28年度クリーニング師試験の実施	(食品・衛生課)	2
○農用地利用配分計画の認可	(農地・担い手対策課)	3
○農用地利用配分計画の認可の申請	( " )	3
○土地区画整理組合の就退任をした理事の氏名等の届出	(都市計画課)	3
○開発行為に関する工事の完了	( " )	3
入札公告		
○一般競争入札(交通事故情報管理システム等改修委託業務)の公告	(警察本部会計課)	3
落札公告		
○落札者等の公告(3件)	(情報政策課)	4

告 示

高知県告示第312号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知があったので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。  
平成28年5月27日

高知県知事 尾崎 正直

- 解除予定に係る保安林の所在場所  
室戸市羽根町字大浦乙3982の1(次の図に示す部分に限る。)
- 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 解除の理由  
道路用地とするため  
(「次の図」は、省略し、その図面を高知県林業振興・環境部治山林道課及び室戸市役所に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第313号

高知市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を平成28年5月13日に受けたので、測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。  
平成28年5月27日

高知県知事 尾崎 正直

- 作業種類  
公共測量(空中写真測量、写真地図作成、修正数値図化)
- 作業期間  
平成28年5月9日から平成29年3月31日まで
- 作業地域  
高知市(旧高知市、旧春野町)

高知県告示第314号

南国市笠ノ川の一部地区及び香美市香北町川ノ内の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第4項の規定により次のとおり告示する。  
平成28年5月27日

高知県知事 尾崎 正直

- 調査を行った者の名称  
(1) 南国市  
(2) 香美市
- 調査を行った地域及び時期  
(1) 南国市笠ノ川の一部  
平成25年度及び平成26年度  
(2) 香美市香北町川ノ内の一部  
平成25年度及び平成26年度
- 成果の名称  
(1) 南国市地籍図及び地籍簿  
(2) 香美市地籍図及び地籍簿
- 認証年月日  
平成28年5月27日

高知県告示第315号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の規定に基づき、次に掲げる土地の区域を

急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

なお、その関係図書は、高知県土木部防災砂防課及び高知県幡多土木事務所に備え置いて縦覧に供する。  
平成28年5月27日

高知県知事 尾崎 正直

四万十市鶴ノ江

(1) 標柱を設置した土地の地番

標柱番号	所在地	地番
1	四万十市鶴ノ江字ヲカモト山	1483-1
2	" " "	1482-1
3	" " "	1485-1
4	" " "	1486
5	" " "	1487
6	" " "	1490-イ
7	" " "	1494-1
8	" " 字旧寺ノ前	331
9	" " "	338
10	" " 字殿道ノ東	300
11	" " 字谷渡	147-1
12	" " "	"
13	" " "	147-ロ
14	" " 字ヲカモト山	1485-ロ

(2) 区域

標柱1から14までを順次に直線で結んだ線及び標柱14と1を直線で結んだ線により囲まれた区域内とする。

高知県告示第316号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。  
その関係図面は、平成28年5月27日から2週間高知県土木部道

路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。  
平成28年 5月27日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 山川野市
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
香南市野市町東野字 ソノ丸604番1から 香南市野市町東野字 ソノ丸622番3まで	前	11.2 }	236
	後	66.4	
		11.4 }	236
		49.5	

**高知県告示第317号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成28年5月27日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。  
平成28年 5月27日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 山川野市
- 3 道路の区域

供用開始区間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
香南市野市町東野字ソノ丸 604番1から 香南市野市町東野字ソノ丸 622番3まで	236	平成28年5月27日

**高知県告示第318号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定により、道路法（昭和27年法律第180号）による新設の事業計画のある道路で、2年以内にその事業が執行される予定のものとして次のとおり指定する。

平成28年 5月27日

高知県知事 尾崎 正直

起 点	終 点	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
土佐市甲原字ヲ カ1514番6地先	土佐市甲原字北 ヤシキ1969番地 先	4.00 }	272.00
		7.00	

**高知県告示第319号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定により、道路法（昭和27年法律第180号）による新設の事業計画のある道路で、2年以内にその事業が執行される予定のものとして次のとおり指定する。

平成28年 5月27日

高知県知事 尾崎 正直

起 点	終 点	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
高岡郡中土佐町 久礼字上沢6653 番地1	高岡郡中土佐町 久礼字上沢6663 番地1	9.00 }	248.70
		12.50	

-----  
公 告  
-----

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、その関係書類は、平成28年5月12日から2月間高知県文化生活部県民生活・男女共同参画課において公衆の縦覧に供する。

平成28年 5月12日（掲示済）

高知県知事 尾崎 正直

申請に係る特定非営利活動法人				
申請の あった 年月日	名称	代表者の 氏名	主たる 事務所 の所在 地	定款に記載された目的
平成28 年3月 3日	特定非 営利活 動法人	新改 敦	四万十 市西土 佐津野	この法人は、障害者とその家族や関係者に対して、作業活動支援、

パーす	川236 番地21	生活支援、就労支援、 情報提供、交流活動等 の事業を行うことによ り、障害者等の保健福 祉の向上に寄与するこ とを目的とする。
-----	--------------	--

~~~~~  
クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第7条第1項の規定により、平成28年度クリーニング師試験を次のとおり行う。

平成28年 5月27日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 試験の日時  
平成28年9月8日（木）午前9時から
- 2 試験の場所  
高知市丸ノ内二丁目1番10号 一般財団法人高知県教育会館  
高知城ホール
- 3 受験資格  
次のいずれかに該当する者であること。  
(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条に規定する  
高等学校の入学資格を有する者  
(2) 旧国民学校令（昭和16年勅令第148号）による国民学  
校の高等科を修了した者若しくは旧中等学校令（昭和18年  
勅令第36号）による中等学校の2年の課程を終わった者又  
は厚生労働省令で定めるところによりこれらの者と同等以  
上の学力があると認められる者
- 4 受験願書及び添付書類  
(1) 受験願書（県所定の様式によること。）  
(2) 履歴書（最終学歴を明記すること。）  
(3) 受験資格を証明する書類又はその写し  
(4) 写真（手札型（縦7センチメートル・横6センチメー  
トル程度）とし、出願前6月以内に撮影した正面・無帽・上半  
身像のもので、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）  
(5) 受験資格を証明する書類又はその写しに記載されている  
氏名と現在の氏名とが異なる場合は、当該受験資格を証明す  
る書類又はその写しに記載されている氏名から現在の氏名へ  
の変更の経緯が分かる戸籍の抄本又は個人事項証明書（日本  
国籍を有しない者にあつては、戸籍の抄本又は個人事項証明  
書に代えて住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の  
45に規定する国籍等の記載のある住民票の写し）
- 5 受験願書の配付場所  
県内各福祉保健所及び高知県健康政策部食品・衛生課並びに  
高知市保健所
- 6 受験願書の受付期間

平成28年7月26日（火）から同年8月9日（火）まで。ただし、郵送による場合は、平成28年8月9日付けの消印のあるものまで受け付ける。

7 受験願書の提出先

- (1) 県内に居住する者は、住所地又はクリーニング所の所在地を所管する福祉保健所（当該住所地又はクリーニング所の所在地が高知市である場合にあっては、高知市保健所）
- (2) 県外に居住する者は、高知県健康政策部食品・衛生課（高知市丸ノ内一丁目2-20）

8 試験科目

- (1) 衛生法規に関する知識
- (2) 公衆衛生に関する知識
- (3) 洗濯物の処理に関する知識及び技能

9 試験手数料

7,000円（高知県収入証紙を受験願書に貼り付けること。）

農地中間管理機構の指定を受けた公益財団法人高知県農業公社から申請があった農用地利用配分計画について、次のとおり農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の認可をした。

平成28年5月27日

高知県知事 尾崎 正直

1 農用地利用配分計画の概要

- (1) ア 貸借権の設定等を受ける者の住所及び氏名又は名称  
安芸市井ノ口甲1127番地  
小松 稔  
イ 貸借権の設定等を受ける土地の所在及び地番  
安芸市井ノ口字キエサ甲1034番1
- (2) ア 貸借権の設定等を受ける者の住所及び氏名又は名称  
安芸市井ノ口乙882番地  
大久保 暢夫  
イ 貸借権の設定等を受ける土地の所在及び地番  
安芸市井ノ口字ムソゾ甲2411番1及び甲2412番

2 認可年月日

平成28年5月27日

農地中間管理機構の指定を受けた公益財団法人高知県農業公社から農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第3項の規定により次のとおり当該農用地利用配分計画を公衆の縦覧に供する。

なお、同項の規定に基づき、利害関係人は、当該縦覧期間満了の日までに、当該農用地利用配分計画について、知事に意見書を

提出することができる。

平成28年5月27日

高知県知事 尾崎 正直

1 農用地利用配分計画の概要

- (1) 貸借権の設定等を受ける者の住所及び氏名又は名称  
吾川郡いの町枝川4560番地  
森田 克喜
  - (2) 貸借権の設定等を受ける土地の所在及び地番  
吾川郡いの町枝川字ノツゴノハナ6236番地及び字カサライ6238番地
- 2 申請年月日  
平成28年5月11日
- 3 縦覧場所  
高知県農業振興部農地・担い手対策課
- 4 縦覧の期間及び時間  
平成28年5月27日（金）から同年6月10日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで（午後零時から午後1時までの間を除く。）
- 5 意見書の提出先  
高知市丸ノ内一丁目7番52号  
高知県農業振興部農地・担い手対策課

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第29条第1項の規定により清水第三土地区画整理組合から次のとおり退任及び就任をした理事の氏名及び住所の届出があったので、同条第2項の規定により公告する。

平成28年5月27日

高知県知事 尾崎 正直

- | 氏名             | 住所            |
|----------------|---------------|
| (退任)<br>山崎 真市  | 土佐清水市天神町10番9号 |
| (就任)<br>吉田 千代美 | 土佐清水市元町7番12号  |

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。

平成28年5月27日

高知県知事 尾崎 正直

| 許可番号       | 開発区域に含まれる地域の名称 | 開発許可を受けた者の住所及び氏名 |
|------------|----------------|------------------|
| 平成27年7月29日 | 香南市野市町大谷字      | 香南市野市町西野         |

|             |           |                                        |
|-------------|-----------|----------------------------------------|
| 27高東土第1003号 | 佐古田598番ほか | 2043番地1<br>株式会社竹内不動産<br>代表取締役<br>竹内 孝兵 |
|-------------|-----------|----------------------------------------|

入 札 公 告

政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付する。

平成28年5月27日

高知県警察本部長 上野 正史

1 入札に付する事項

- (1) 特定役務の名称及び数量  
交通事故情報管理システム等改修委託業務 一式
- (2) 特定役務の特質等  
入札説明書による。
- (3) 特定役務の履行期間  
特定役務に係る契約の締結の日から平成29年3月31日まで
- (4) 特定役務の履行場所  
高知県警察本部
- (5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

次に掲げる全ての要件を満たす者は、この一般競争入札に参加することができる。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 高知県における「平成27～29年度競争入札参加資格者登録名簿（物品購入等関係）」に登録されている者であること。
- (3) この入札公告の日から入札の日までの間に、高知県物品購入等関係指名停止要領（平成7年12月高知県告示第638号）に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。
- (4) この入札公告の日から入札の日までの間に、平成27年度から平成29年度までに県が発注する物品の購入又はサービスの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札の参加者の資格等（平成26年9月高知県告示第555号。以下「告

示」という。)第1の2の(9)に該当し、告示第7の規定により入札参加資格の取消しを受けていないこと及び告示第1の2の(9)に該当しないこと。

(5) 入札説明書に示した特定役務の要求仕様に合致した業務を確実に履行することができることを証明し、かつ、契約を完全に履行する業務の実施体制及び能力を備えている者であること。

(6) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

### 3 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

郵便番号780-8544  
高知市丸ノ内二丁目4-30  
高知県警察本部警務部会計課用度係  
電話番号088-826-0110(内線2252)

(2) 入札説明書の交付方法

平成28年5月27日(金)から同年7月5日(火)まで(日曜日及び土曜日を除く。)の間に(1)の交付場所で交付する。

(3) 入札事前説明会の日時及び場所

ア 日時  
平成28年6月17日(金)午後1時30分  
イ 場所  
高知市丸ノ内二丁目4-30 高知県警察本部1階 102会議室

(4) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時  
平成28年7月15日(金)午後1時30分  
郵送による場合は、書留郵便によるものとし、平成28年7月14日(木)午後5時までに(1)の交付場所に到着すること。  
イ 場所  
高知市丸ノ内二丁目4-30 高知県警察本部4階 403会議室

### 4 その他

- (1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金  
高知県契約規則(昭和39年高知県規則第12号。以下「規則」という。)第9条、第10条、第39条及び第40条の規定による。
- (3) 入札に参加を希望する者に求められる事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示した特定役務を履行することができることを証明する書類を平成28年7月5日午後5時までに3の(1)の交付場所に提出しなければならない。また、開札の日までの間において、高知県警察本部長から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(4) 入札の無効

この入札公告に示した入札参加資格のない者がした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者がした入札その他規則第21条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(5) 落札者の決定方法等

規則第15条の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。ただし、落札者が、入札の日から契約を締結する日までの間に、告示第1の2の(9)に該当し、告示第7の規定により入札参加資格の取消しを受けたとき又は告示第1の2の(9)に該当したときは、当該落札者と契約を締結しないものとする。

(6) 手続における交渉の有無

無

(7) 契約書作成の要否

要

(8) 資格審査に関する事項

2の(2)に掲げる入札参加資格要件を有しない者で、この一般競争入札に参加を希望するものは、高知県知事が定める申請書に必要書類を添えて、高知県会計管理局総務事務センターに提出すること。ただし、平成28年6月24日(金)午後5時までに申請を行わなかったときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられない。また、同日までに申請を行った場合でも、申請書類に不備があるときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられないことがある。

なお、申請書を提出するときは、この入札公告の日、入札の件名及び入札の日時を当該申請書の欄外に朱書するとともに、当該事項を申し出ること。

(9) 関連情報を入手するための照会窓口

3の(1)と同じ。

(10) 詳細は、入札説明書による。

### 5 Summary

(1) Nature and quantity of the operations to be provided: Commission for the renewal of Information Management System for Traffic Accidents 1 set

(2) Date and time for tender (by hand): 1:30 P.M. on Friday 15 July 2016

(3) Date and time for tender (by registered mail): To

arrive by 5:00 P.M. on Thursday 14 July 2016

(4) Contact: Accounting Division, Department of Police Administration, Kochi Prefectural Police Headquarters, 2-4-30 Marunouchi, Kochi City, Kochi 780-8544 Japan  
Tel: 088-826-0110 (ext. 2252)

(5) Others: As in the tender documentation

### 落 札 公 告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「政令」という。)第11条及び高知県特定調達契約事務取扱規則(平成7年高知県規則第125号)第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。

平成28年5月27日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量  
平成28年度県庁ネットワーク運用保守委託業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地  
高知県文化生活部情報政策課 高知市本町四丁目1番16号 高知電気ビル別館
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
平成28年3月30日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
株式会社高知電子計算センター 高知市本町四丁目1番16号
- 5 随意契約に係る契約金額  
101,088,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由  
政令第10条第1項第1号に該当するため

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「政令」という。)第11条及び高知県特定調達契約事務取扱規則(平成7年高知県規則第125号)第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。

平成28年5月27日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量  
給与システム運用保守委託業務外7業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地  
高知県文化生活部情報政策課 高知市本町四丁目1番16号 高知電気ビル別館

- 3 随意契約の相手方を決定した日  
平成28年3月31日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
株式会社高知電子計算センター 高知市本町四丁目1番16号
- 5 随意契約に係る契約金額  
79,704,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由  
政令第10条第1項第1号に該当するため



地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第11条及び高知県特定調達契約事務取扱規則（平成7年高知県規則第125号）第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。

平成28年5月27日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量  
共通基盤機器等運用保守委託業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地  
高知県文化生活部情報政策課 高知市本町四丁目1番16号  
高知電気ビル別館
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
平成28年3月31日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
株式会社高知電子計算センター 高知市本町四丁目1番16号
- 5 随意契約に係る契約金額  
27,432,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由  
政令第10条第1項第1号に該当するため